

令和 5年度

業務設計書（公示用）

業務名： 社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動
予測調査追加検討業務

令和 5年 3月 単価適用

都市局 市街地整備部 宅地課

()

業務名

社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動
予測調査追加検討業務

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

機械ボーリング：一式 サンプリング：一式 標準貫入試験：一式 土質試験：一式 地下水調査：一式 運転費・準備費
：一式 仮設費・安全費：一式 打合せ協議：一式 安定解析：一式 有識者会議：一式

2. 場所

札幌市内

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 6年 3月 1日までとする。

4. 図面

別添のとおり（位置図）

5. 仕様書

札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説、その他関連資料、特記仕様書による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

位置図



中央区

豊平区

厚別区



清田区

南区

手稲区

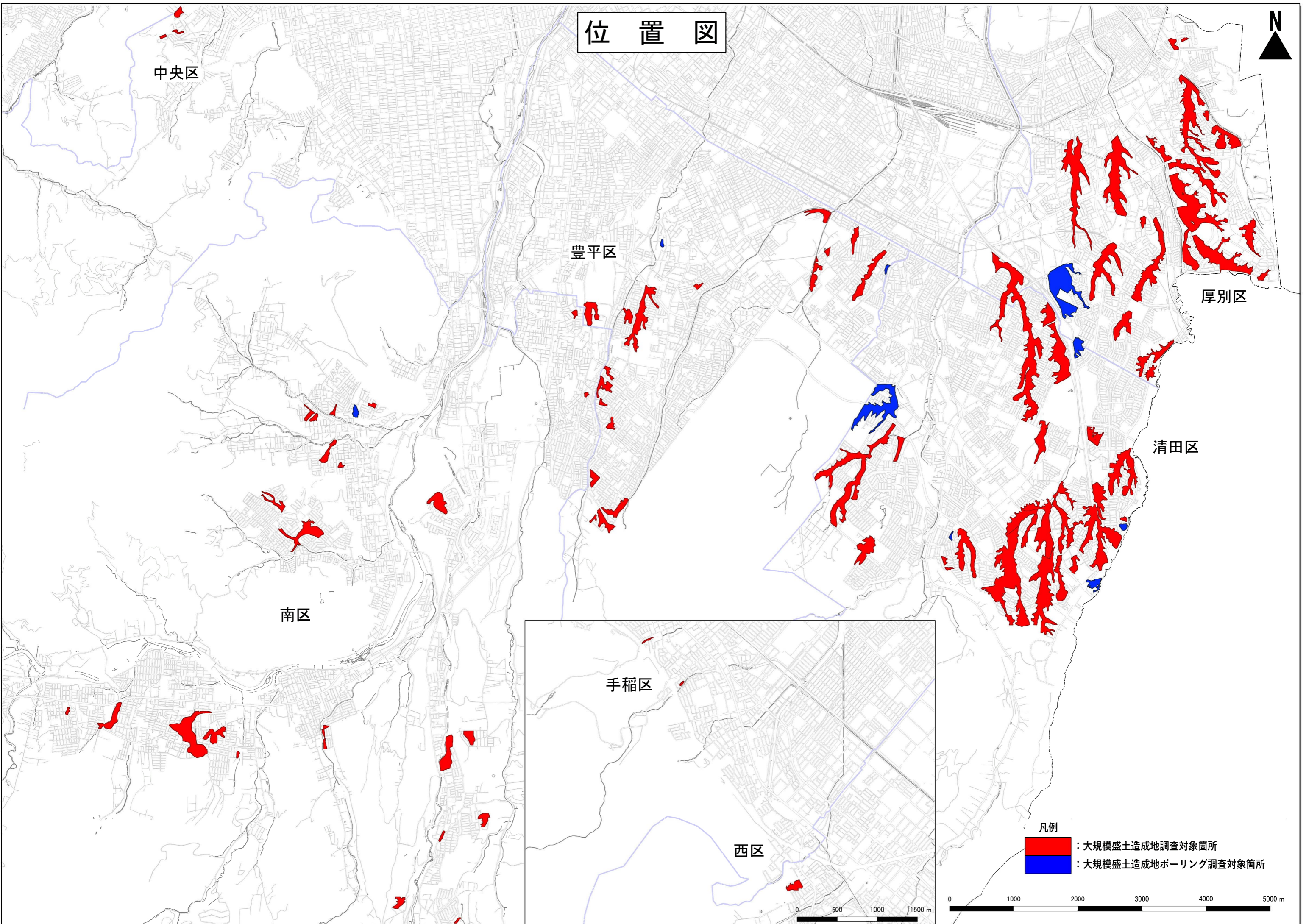
西区

凡例

-  : 大規模盛土造成地調査対象箇所
-  : 大規模盛土造成地ボーリング調査対象箇所

0 1000 2000 3000 4000 5000 m

0 500 1000 1500 m



社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動予測調査追加検討業務 特記仕様書

1. 総則

- (1) 本特記仕様書は、「社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動予測調査追加検討業務」に適用するものとする。
- (2) 本業務は、本特記仕様書のほか札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市委託業務契約書、設計図書等に基づき行うものとする。
- (3) (2) は、本業務に必要な事項のうち主要な事項を示すものであり、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) 受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。
- (5) 現地ボーリング調査等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。
- (6) 調査後は、整理清掃を行い現状に復すること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

2. 目的

本業務は、過年度に大規模盛土造成地において実施した安定解析について、豊水期（豪雨期や雪解け期等）の地下水位を観測し、通年の最高水位を反映させた再計算を行うものである。また、地下水位観測孔カルテの更新も行い、過年度業務の成果を利用して第二次スクリーニング計画の更新も行う。また、過年度業務で地盤調査・安定解析を実施した盛土のうち、再精査が必要な箇所について、追加で地盤調査を行い、安定解析の再計算を行い安定性の評価をする。

3. 業務の実施期間

本業務の実施期間は、契約時から令和6年3月1日までとする。

4. 業務箇所

札幌市内大規模盛土造成地（別添位置図参照）

5. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりである。

<コンサルタント業務>

- (1) 計画準備
- (2) 安定解析
- (3) 業務調整会議出席
- (4) 有識者協議資料作成・出席

<地質調査業務>

- (1) ボーリング調査
- (2) 標準貫入試験
- (3) サンプリング
- (4) 室内土質試験
 - 1) 物理的性質試験
 - ① 土粒子の密度試験
 - ② 土の含水比試験
 - ③ 土の粒度試験
 - ④ 土の液性限界・塑性限界試験
 - ⑤ 土の湿潤密度試験
 - 2) 力学的性質試験
 - ① 土の圧密非排水（CUバー）三軸圧縮試験
- (5) 地下水位観測孔の設置と地下水位観測・資料整理
- (6) 舗装復旧

5.1. コンサルタント業務

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、契約図書・指示事項及び「札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル」（以下「地盤調査マニュアル」という。）を含む貸与資料を把握し、業務計画書を作成する。

また、関連業務で検討された安定性の評価結果を確認し、総括・修正等を行う。

(2) 安定解析（更新）

地盤調査マニュアルをもとに、当該盛土の安定解析（過年度業務の調査箇所）を行い、それぞれの結果を整理する。なお、安定解析は過年度業務で追加地盤調査が必要と判断された盛土および、過年度業務で観測された地下水位より高い水位が観測された場合に実施することとする。業務数量の変更等が生じる場合は、契約変更の対象となるため委託者と協議すること。

なお、貸与するデータは Costana データである。

(3) 業務調整会議出席

関連業務の受託者及び委託者による業務調整会議に参加すること。

(4) 有識者協議資料作成・出席

調査対象の大規模盛土造成地に係る説明資料の作成及び有識者協議に参加すること。

5.2. 地質調査業務

地質調査は、地盤調査マニュアルに基づき調査を行うものとする。

地盤調査箇所の選定にあたり、盛土の側線において盛土前と近年の DEM から断面図作成し、現地の架空線や地下埋設物などの支障物件を把握した上で選定すること。地質調査内容の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。上記協議による業務内容の変更および土質等の現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議によ

り安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となるため委託者と協議すること。また、調査の結果によっては本業務において調査箇所が追加となる可能性もあるため、その際には協議を行うこと。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査は、大規模盛土造成地において、盛土地盤とその支持地盤の性状を把握する目的で実施する。また、盛土のせん断強度や液状化強度等を室内土質試験で把握するためのサンプリング（乱れの少ない試料採取）や、地下水位の分布状況等を把握するための地下水位観測孔設置の目的で行う。

ボーリング調査では、回転式ボーリング機械を使用し、孔径φ66mm オールコア（標準貫入試験箇所以外はコア採取率 100%）により、地層の構成・分布の確認を行う。

ボーリング位置は、原則道路・公園等の公共用地内とする。作業に際しては作業上の制約事項や地下埋設施設等への影響の有無について、関係管理者等と事前に調整し、埋設施設の破損が懸念される箇所については、管理者等の立会や人力掘削による試掘を行うものとする。

掘り止め深度の目安については、液状化の判定を行うため、原則 15m まで掘進するものとする。ただし、盛土下の地山のN値が 30 以上を 3m 連続して確認された場合には、深さ 15m まで達していなくても掘進を終了するものとする。

ボーリング調査箇所および位置の選定、掘削深さ（掘り止め深度）、サンプリング孔（別孔）等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

発注契約時の数量は、想定数量・土質であるため、実際の土質の状況に応じて設計変更の対象とする。

(2) 標準貫入試験

標準貫入試験は、JIS A 1219 に準拠し、本孔（調査ボーリング孔）にて実施する。試験は、人力による試掘深度を除き、深さ 1 m ごとに実施する。

なお、機械ボーリングにおける土及び岩の契約分類は次のとおりとするが、詳細は委託者と協議の上、決定するものとする。

表-1 土質分類

土及び岩分類	説明
シルト及び粘土	細分類は日本統一土質分類とする。
砂及び砂質土	〃
礫混り土砂	φ 75mm 以下の礫及び玉石を含む土砂
玉石混り土砂	φ 75mm 以上の玉石及び転石を含む土砂
軟岩 (I)	土木工事共通仕様書の岩分類による。
軟岩 (II)	〃
硬岩	〃

(3) サンプルング

サンプルングは、地震時安定計算で必要となる地盤定数、すなわち、単位体積重量 γ 、粘着力 c 、内部摩擦角 ϕ や、液状化強度等を求める目的で、ボーリング孔を利用して乱れの少ない試料を採取する。サンプルングの対象は、盛土と盛土下の軟弱地盤とし、先行する調査ボーリング孔で土質及びN値を把握し、弱層となるN値の最も低い深度を目安として試料を採取する。サンプルング方法は、JGS 1223 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法を基本とする。採取後の試料については、運搬時の振動等により土と水が分離しやすいため、現地でドライアイスにより凍結してから試験室まで運搬するものとする。なお、盛土下に腐植土層等のN値 ≤ 2 の軟弱層が確認された場合は、JGS 1221 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法により試料を採取する。

(4) 室内土質試験

室内土質試験については、本業務により採取した試料を用い、以下の土質試験を行うものとする。

なお1) ①～③については、盛土層で2箇所、地山で1箇所を基本とし、土層の分布に応じて増減させるものとする。

また1) ④、⑤については、50%粒径 $D_{50} \leq 10\text{mm}$ かつ10%粒径 $D_{10} \leq 1\text{mm}$ のときに実施するものとする。

1) 物理的性質試験

- ① 土粒子の密度試験；JIS A 1202
- ② 土の含水比試験；JIS A 1203
- ③ 土の粒度試験（ふるい+沈降分析）；JIS A 1204
- ④ 土の液性限界試験；JIS A 1205
- ⑤ 土の塑性限界試験；JIS A 1205
- ⑥ 土の突き固め試験；JIS A 1210
- ⑦ 土の湿潤密度試験；JIS A 1225

2) 力学的性質試験

- ① 土の圧密非排水（CUバー）三軸圧縮試験；JGS 0523

(5) 地下水位観測孔の設置と地下水位観測・資料整理

調査ボーリング孔を用いて、地下水位観測孔を設置する。地下水位観測孔の設置深度は、盛土層を対象とするが、ボーリング調査深度の範囲内の地山に粘土層等の難透水層が存在しない場合は調査深度までストレーナー加工した塩ビパイプを挿入するものとする。また、同観測孔の頭部は地表面の高さに合わせて鍵付きの孔口保護蓋を設置するものとする。

また、地下水位観測は、地下水位の季節変動や最高水位を把握する目的で、ボーリング孔を用いて行う。水位測定は、水圧式水位センサーを用いるものとする。

観測期間は観測孔設置後から業務期間内とするが、豊水期（豪雨期や雪解け期等）における地下水位の把握に努めるものとする。測定頻度は1時間ごととする。

地下水水位観測結果は、降雨量や積雪量とともにグラフに整理して示すこと。

(6) 舗装復旧

地盤調査が終わったら即日舗装の復旧を行うこと。当日に本復旧できない場合には仮復旧を行ったうえ、札幌市道路掘削工事等施工基準に従い後日本復旧を行うこと。

ボーリング孔周りの舗装復旧は「札幌市土木工事共通仕様書」に基づき実施するものとする。

舗装面はボーリング孔蓋より5mm程度高く仕上げるものとする。

舗装復旧箇所数、舗装復旧範囲、アスファルト殻運搬等において現場条件により数量等の変更があった場合には契約変更の対象となるため委託者と協議すること。

6. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者（管理技術者）が同席するものとする。

7. 報告書作成

業務内容について、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。また、報告書の概要版も作成するものとする。概要版には盛土ごとに安定計算結果を整理し記載するものとする。

8. 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）[土木業務編]（以下「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(1) 成果品

- ① 報告書（紙資料）：1部
- ② 報告書電子データ：2部

※報告書には、安定計算書及び本市様式の地下水水位観測孔カルテを添付すること

(2) 提出場所：札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

9. 照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

- (1) 本仕様書及びその他の諸基準との整合
- (2) 打合せ記録との整合
- (3) 成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

1 0. 資格要件

本業務に従事する主任設計者及び照査技術者は、以下の資格のうちいずれかを有する者とする。

- (1) 技術士 総合技術監理部門「建設—土質及び基礎」
- (2) 技術士 建設部門「土質及び基礎」
- (3) 地盤品質判定士
- (4) RCCM 地質、土質及び基礎部門

1 1. 書類に関する事項

- (1) 本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。
- (2) 現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。
- (3) 業務の進捗を報告するため、「業務報告書」に業務月報を添付し、翌月初めに委託者に提出するものとする。
- (4) 受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打合せ簿で行わなければならない。なお、打合せ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

1 2. 著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

1 3. その他

- (1) 調査箇所には地震により被災された地域を含んでおり、多くの住民が住み続けていることを踏まえ、各種調査の実施に当たっては市民生活及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。
- (3) 本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。

- (4) 業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (5) 受託者は、この契約による業務を処理するに当って個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (6) 業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。
- (7) 策定単価については、札幌市役所 都市局 市街地整備部 開発指導課で閲覧することができる。

(住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階南側)

●追加検討業務 数量一覧表

項 目	単 位	数 量
①地質調査業務		
機械ボーリング	本	10
トリプルポンプリング	本	10
標準貫入試験	回	130
土質試験	式	1
地下水位観測孔水位計設置	孔	10
地下水位観測	孔・回	210
地下水位観測資料整理	孔・回	210
観測孔等保守点検	業務	1
②仮設費・準備費（参考）		
足場仮設	箇所	10
環境保全(仮囲い)	箇所	10
交通誘導警備員	人日	30
国土地盤情報データベース検定費	本	10
③解析等調査業務		
地すべり調査	式	1
安定解析（更新）	盛土	46
打合せ	式	1
④打合せ協議		
業務調整会議出席	回	2
有識者会議出席・資料整理	回	2
⑤報告書作成	式	1

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。